

京都市告示第407号

京都市立朱雀第三小学校の位置をその通学区域に合わせて下京区から中京区に編入するため、町の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により、告示します。

なお、その効力は、平成26年4月1日から生じます。

平成25年12月12日

京都市長 門川 大作

京都市下京区の区域のうち、次の土地、その土地に隣接する道路及びその土地に隣接し、又は介在する水路を中京区<sup>みぶまつばらちょう</sup>壬生松原町に編入する。

町名	地番
中堂寺北町	23

備考 地番は、平成25年10月8日現在のものである。

(文化市民局地域自治推進室)